

美郷町移住定住促進空き家活用住宅事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、美郷町における空き家の有効活用を通じて美郷町への定住促進による地域活性化を図るため、移住定住促進空き家活用住宅制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 通常の住居として現に利用されていない住宅及び又は利用しなくなることが確実な住宅及びその附帯施設をいう。
- (2) 所有者 当該空き家活用住宅に係る所有権又は売却若しくは貸借を行うことが出来る権利を有する者をいう。
- (3) 使用者 町長と賃貸借契約を締結して空き家を活用住宅として使用する者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この訓令は、移住定住促進空き家活用住宅以外の空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の借受)

第4条 町は空き家を所有者から10年間借り受け、改修後に美郷町移住定住促進空き家活用住宅として位置づける。

- (1) 町は空き家の借り上げに際し、貸借契約を締結する。
- (2) 貸借料は、原則として無料とする。

(固定資産の減免措置)

第5条 町は空き家を借り受ける10年間は、所有者に対し当該住宅に係る家屋及び土地について固定資産税を全額減免するものとする。

(空き家の改修)

第6条 町は借り受けた空き家を予算の範囲内で効率的に改修を行うことができる。

(使用者への賃貸)

第7条 町は改修した空き家を町有住宅として使用者に対し賃貸することができる。

- 2 使用者は入居に際し町長と賃貸借契約を締結する。

(住宅の管理)

第8条 町は借り受けた住宅の管理について、入居者の責以外の修繕等を行うものとする。

(空き家の明け渡し)

第9条 使用者は入居の際に町と交わした賃貸借契約書に基づき、定められた日までに住宅を明け渡さなければならない。

(空き家の返還)

第10条 町は借り受けた空き家については10年後には所有者に返還するものとする。

(委任)

第11条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。